

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三十号

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十三条 任用期間が六月に満たない短時間勤務会計年度任用職員のうち、条例第六条第三項の規定によるものの外、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が六月以上となる場合において条例第六条第一項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。 一〜三(略)</p>	<p>(期末手当) 第十三条 任用期間が六月に満たない短時間勤務会計年度任用職員のうち、条例第六条第二項の規定によるものの外、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、それぞれ当該各号に定める期間が六月以上となる場合において条例第六条第一項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。 一〜三(略)</p>

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。